

## 第7回名立区地域協議会 次第

日時：令和元年10月24日（木）午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 報告事項

（1）令和元年度視察研修日程について

（2）地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による  
再度の見直し」について

### 3 その他事項

令和元年度第8回地域協議会の開催予定

・令和元年 月 日（ ）午後 時 分から

### 4 閉 会

## 令和元年度 名立区地域協議会視察研修日程(案)

1 目的 移住者による地域の再生や農業生産活動を通じた新たな生き方・住み方・起業の状況などの視察により、同じ中山間地域である当区における今後のまちづくりや地域振興の進め方についての参考とする。

2 実施日 令和元年11月18日(月)

3 行程

時間	場所	内容	備考
10:00	名立区総合事務所 ↓	集合、出発(市マイクロバス)	庁舎正面玄関 途中休憩挟む
11:40	十日町市 昼食会場到着 ↓	四季彩館ベジパーク(案)	JA施設
12:30	十日町市 昼食会場出発 ↓		
13:00	池谷集落(NPO地域おこし) ↓	到着、視察開始 会場: 旧池谷分校	研修時間120分
15:00	スノーデイズファーム佐藤さん ↓	旧池谷分校で引き続き研修	研修時間60分
16:00	池谷集落出発 ↓		所要時間120分
18:00	名立区総合事務所	到着	

NPO法人地域おこし 様

## 視察申込み依頼書

団体について	
ふりがな	なだちくちいききょうぎかい
団体名	名立区地域協議会
領収書宛先	※内部で確認する必要があるため、別途連絡します。

※領収書の宛名が団体名と異なる場合は、別途ご記入ください。

団体概要	上越市では、平成17年の市町村合併を機に、編入される町村を単位とした地域自治区を全国に先駆けて設置し、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを実現するため、各地域の声を集約し、その声を市政の運営に反映させていく仕組みを整えました。 また、平成20年には上越市自治基本条例を制定し、「住民に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考えを都市の内部に当てはめた「都市内分権」を推進することを明らかにしました。そして、これを推進するための仕組みとして、市内全域に地方自治法に基づく地域自治区を設置しました。 現在市内に28ある地域自治区のうちの、旧名立町区域の地域協議会が「名立区地域協議会」です。
------	---

担当者について			
役職	上越市役所名立区総合事務所 総務・地域振興グループ 地域振興班長		
ふりがな	わたなべまさと		
氏名	渡邊 将人		
電話番号	025-537-2121(代)	メールアドレス	連絡済
FAX番号	025-537-2973		
当日の連絡先(携帯電話等)	連絡済		

※ご担当者様と異なる方の番号の場合、そのお名前もご記入ください。

視察詳細について			
希望日時	第一候補	令和元年11月18日(月)13時～16時	
	第二候補	令和元年11月19日(火)13時～16時	
	第三候補	令和元年11月15日(金)13時～16時	
	(記入例)	4月1日10時～15時	
参加人数	およそ 16人	資料	要・不要
支払方法	当日現金払い・後日振込払い		
視察希望内容	※聞きたい内容を、優先順位順に選んでください		優先順位
	①十日町市地域おこし実行委員会のこれまでの取組		3
	②池谷・入山集落の歴史・概要		2
	③地域おこし協力隊を受け入れるにあたってのポイント		4
	④地域おこし協力隊員として重要なポイント		5
⑤地域おこしの重要ポイント		1	
視察目的	移住者による地域の再生や農業生産活動を通じた新たな生き方・住み方・起業の状況などの視察により、同じ中山間地域である当区における今後のまちづくりや地域振興の進め方についての参考とする。		

※なるべくお客様の関心に合う内容でお話させていただきますので、お手数ですが、詳しくご記入くださいませ。

視察日の前後日程	スノーデイズファームの佐藤さんからもお話を伺いたく問い合わせたところ、了解をいただき、お話を旧池谷分校で行いたい旨連絡をいただいています。
----------	---

※添付資料をお送りいただく形でも結構です。

その他備考・要望など	日程確認に合わせ、予算の確保も必要となるため、資料も含めた費用がいくらかいになるかを教えていただけませんか。(HPに2時間3万円、資料代1人500円とあるのは確認させていただいております。)また、上記のとおり佐藤可奈子さんからもお話しをお聞きしたいという委員の要望もあり、お手数をおかけする形になるかと思いますが、ご配慮くださいますようお願いいたします。
------------	---

## 1 スノーデイズファーム 佐藤さんから

NPO 地域おこしへの申し込み依頼書も拝見しました。

聞きたいことに「地域おこしの重要ポイント」が一番になっていましたが、もし地域協議会のみなさまの具体的ないまの悩みとか、地域の課題、具体的に知りたいことがありましたら、資料にも反映させたいと思います。

私の場合は、なぜ移住して、どういう地域からのサポートをいただいて、どんなことをしてきたか、今後の地域づくりにはこういうことが必要そうだ、という話になりそうです。

## 2 名立区地域協議会として、事前に「NPO 地域おこし」さん、佐藤可奈子さんに聞きたい事項

## 3 その他、視察研修時に確認等したいこと

## 「地域協議会による再度の見直し」状況

## 1 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について ※割合は小数点以下四捨五入（以下、同じ）

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31年度新規対応	<b>該当数</b> 5 ①見直しを実施 (割合) 18%	<b>該当数</b> 1 ②運用の精査で対応 (割合) 4%	<b>6</b> 21%
H31年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 17 ③精査した運用方 針を継続 (割合) 61%	<b>該当数</b> 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<b>22</b> 79%
該当区数等	<b>22</b> (割合) 79%	<b>6</b> (割合) 21%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区の採択方針に対応済み 22 (79%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 1 (4%)

- ① **見直しを実施【5区】** 直江津、浦川原、大島、板倉、三和  
→ 補助金の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要項に文言を追加・修正
- ② **運用の精査で対応【1区】** 和田  
→ 採択方針は現状維持。審査時に和田区にとって大事な事業を考慮しながら実施
- ③ **精査した運用方針を継続【17区】** 高田、新道、春日ほか14の区  
→ 例示された市の考えは、既に反映済み（柿崎、大潟、名立）  
→ これまで見直しを継続しており、常に精査した状態（新道、有田など）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、牧、頸城、清里  
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等はH31年度中に検討（H32で反映）（清里）

## 2 提案団体の自立化に向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31年度新規対応	<b>該当数</b> 4 ①見直しを実施 (割合) 14%	<b>該当数</b> 15 ②運用の精査で対応 (割合) 54%	<b>19</b> 68%
H31年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 4 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	<b>該当数</b> 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<b>9</b> 32%
該当区数等	<b>8</b> (割合) 29%	<b>20</b> (割合) 71%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 8 (29%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【4区】** 高田、吉川、清里、三和  
→ 補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）、補助金交付の上限額を引き下げ（吉川）  
→ 審査結果に応じて、補助金交付額を傾斜配分（清里）
- ② **運用の精査で対応【15区】** 新道、春日、諏訪のほか12の区  
→ 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全15区）
- ③ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉  
→ 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）、切り下げを規定済み（柿崎）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城

### 3 新規案件の掘り起しに向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	<b>該当数</b> <u>15</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③他の手段により新規 案件の掘り起しを実施 (割合) 4%	<u>18</u> 64%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>4</u> ④対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	<b>該当数</b> <u>6</u> ⑤区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>10</u> 36%
該当区数等	<u>7</u> (割合) 25%	<u>21</u> (割合) 75%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 7 (25%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【3区】** 高田、吉川、三和
  - 継続事業については、補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）
  - 補助金交付の回数制限を規定（吉川）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 新道、春日、諏訪ほか11の区
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全14区）
- ③ **他の手段により新規案件の掘り起しの実施【1区】** 直江津
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、地域協議会だより等の周知を継続（直江津）
- ④ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
  - 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）
  - 継続事業の補助率切り下げを規定済み（柿崎）
- ⑤ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
  - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

### 4 ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>0</u> (割合) 0%	<b>該当数</b> <u>20</u> ①運用の精査で対応 (割合) 71%	<u>20</u> 71%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>2</u> ②対応済みのため 現状維持 (割合) 7%	<b>該当数</b> <u>6</u> ③区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>8</u> 29%
該当区数等	<u>2</u> (割合) 7%	<u>26</u> (割合) 93%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 2 (7%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 20 (71%)

- ① **運用の精査で対応【20区】** 金谷、三郷、和田、牧、柿崎、頸城、板倉、清里を除く20区
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全20区）
- ② **対応済みのため現状維持【2区】** 柿崎、板倉
  - 地域協議会において、基準を設定済み（柿崎、板倉）
- ③ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
  - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

## 5 追加募集実施に当たっての基準について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>5</u> ①見直しを実施 (割合) 18%	<b>該当数</b> <u>17</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない) (割合) 11%	<u>22</u> 79%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>0</u> (割合) 0%	<b>該当数</b> <u>6</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>6</u> 21%
該当区数等	<u>5</u> (割合) 18%	<u>23</u> (割合) 82%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 5 (18%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 17 (61%)

- ① **見直しを実施【5区】** 諏訪、津有、柿崎、板倉、三和  
→ 追加募集を廃止（津有）、回数制限（二次募集まで）（柿崎、板倉、三和）  
→ 「追加募集しない場合あり」と募集要項に明記（諏訪）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 高田、新道、春日ほか 11 の区  
→ 採択状況に応じて、臨機に対応（全 14 区）
- ③ **追加募集を積極的に活用（現状の規定は見直さない）【3区】** 安塚、中郷、名立  
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（ただし、二次募集まで）（安塚、中郷）  
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（名立）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里  
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

## 6 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	<b>該当数</b> <u>12</u> ②運用の精査で対応 (割合) 43%	<u>15</u> 54%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>8</u> ③対応済みのため 現状維持 (割合) 29%	<b>該当数</b> <u>5</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<u>13</u> 46%
該当区数等	<u>11</u> (割合) 39%	<u>17</u> (割合) 61%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 11 (39%)、個別案件に応じて運用の精査で対応 12 (43%)

- ① **見直しを実施【3区】** 大島、吉川、板倉  
→ 新たに取扱いを明記（大島、吉川）  
→ 従前の取扱いのほか、会長が実態に応じて委員に審査自粛を求める（板倉）
- ② **運用の精査で対応【12区】** 高田、春日、三郷ほか 9 の区  
→ 個別案件に応じて判断。審査に加わる時は、公明正大な姿勢で臨むことを確認（全 12 区）
- ③ **対応済みのため現状維持【8区】** 新道、諏訪、津有、直江津、安塚、柿崎、三和、名立  
→ 「提案団体の代表者等である場合に当該委員の審査自粛」等を規定（全 8 区）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【5区】** 金谷、和田、牧、頸城、清里  
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

## 7 その他、地域協議会による自主的な見直しについて

### (1) 審査・採択

- ① 国県市に類似の補助事業がある場合は、不採択を原則（吉川）
- ② 審査方法を見直し（金谷、柿崎、吉川、三和）
  - ※ 審査点数の取扱いを変更（柿崎、吉川、三和）
  - ※ 全体討議での審査を基本審査等に先行していた点を改め、全事業者に事業説明の機会を付与した後、基本審査等を実施（金谷）
- ③ 補助金交付額の傾斜配分方法を見直し（牧、吉川）

### (2) 提案案件へのアフターフォロー

- ① 不採択の通知に係る説明事項（理由）の調製方法を整理（三和）
- ② 実施事業を対象に、「採択年度以降に地域協議会による検証実施」を規定（板倉）

### (3) その他

- ① 当初募集の期間を提案団体の提案しやすさに配慮して2週間から3週間に拡大（頸城）
- ② H31は大型連休を考慮し、募集期間を変更（高田、金谷）
  - ※ 採択結果を提案者に通知できるよう期限を前倒し（高田）
  - ※ 提案団体の提案しやすさに配慮して期限を後送り（金谷）



## 地域課題の解決に向けた「採択方針」の精査により、見直しを実施した区の状況

### 1 直江津区

- 補助の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要綱に文言の追加等を行った。
  - ①「優先的に採択する事業」中、「介護、認知症予防」を追加
  - ②「事業の対象外」中、「提案団体の会員に補助事業の成果が限られる事業」及び「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を追加

### 2 浦川原区

- 採択方針を分かりやすくすることで、地域課題の解決に向け、団体等が課題をより具体的に捉え、将来を見据えた形で事業提案ができるように整理した。  
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業</li> <li>・日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業</li> <li>・少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業</li> <li>・住民の福祉、健康の充実に取り組む事業</li> <li>・安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業</li> <li>・青少年の健全育成に取り組む事業</li> <li>・文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業</li> <li>・他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</li> <li>・過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業</li> <li>・安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業</li> <li>・区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業</li> <li>・地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業</li> </ul>

### 3 大島区

- 社会及び地域の変化に採択方針を対応させ、優先採択事業を明確化することで、地域や活動団体が将来を見据えた事業提案が可能となるよう、市の案も考慮しながら見直した。  
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li> <li>・地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業</li> <li>・地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業</li> <li>・日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li> <li>・地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業</li> <li>・子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業</li> </ul>

### 4 板倉区

- 地域の課題解決や活力向上に向け、「住民の自発的な地域活動を推進する」という地域活動支援事業の目的を分かりやすく示すこととし、《優先して採択すべき事業》に「⑤地域課題を解消する事業」を追加した。

### 5 三和区

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、町内会、消防団、地域でのボランティア活動等、色々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められるため、優先して採択する事業5項目に「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」を追加（計6項目）した。